

議案第 6 3 号

市川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

市川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐 藤 尚 美

市川市条例第 号

市川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

市川市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 5 5 条第 1 項」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第 5 5 条第 1 項に規定する病院等」に改め、同条第 3 号中「第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 5 5 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成30年4月1日以後に同条各号に該当して市が保険料を徴収すべき被保険者となる者について適用し、同日前に市が保険料を徴収すべき被保険者となった者については、なお従前の例による。

## 理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、市が保険料を徴収すべき被保険者の範囲を拡大する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。